

中国標準化制度解説

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所 GP パートナース法律事務所に作成委託し、2018年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび GP パートナース法律事務所は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび GP パートナース法律事務所が係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

一. 標準の概念および範囲	1
二. 標準の分類	1
三. 標準制定手続き	3
四. 外商投資企業の中国の標準化作業への参与	5
五. 新法における制度変更と企業の対応措置	7
六. 標準化法に違反した場合の罰則	8

中国標準化制度解説

市場経済の発展と技術の進歩を図るために、中国人民代表大会常務委員会は 1988 年、「中華人民共和国標準化法」（以下「旧法」）を制定・公布し、中国において標準化制度を全面的に推進してきた。旧法は、1989 年 4 月 1 日の施行から既に 30 年近く経った。その間の、経済のグローバル化の進展と中国の市場経済の急速な発展に伴うニーズに応じるため、中国は旧法を全面的に改正した。改正後の新しい標準化法（以下「新法」）は、2018 年 1 月 1 日に施行した。新法の実施は、品質基準の統合や経済秩序の維持に大きな役割を果たし、中国経済の持続的な発展に貢献することが期待されている。本レポートは新法施行後の中国の標準化制度について解説する。

一. 標準の概念および範囲

新法が定める標準の定義によると、標準（標準サンプルを含む）とは、農業、工業、サービス業、社会事業等の領域で統一が必要な技術要件を指す。旧法は、工業を重点領域として標準を制定し、農業およびサービス業に関連する標準は多くなかった。改正後の新法は標準化の領域を拡大しており、農業、サービス業、社会事業を標準の制定対象範囲に追加した。

二. 標準の分類

新法では、標準の制定機関により、標準を国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準に分けている。

	制定機関	旧法		新法	
		強制	非強制	強制	非強制
中国国内	政府機関 (国務院や中央政府機関、 地方政府機関)	国家標準 業界標準 地方標準	国家標準 業界標準 地方標準	国家標準	国家標準 業界標準 地方標準
	社会团体	無	無	無	団体標準
	企業	無	企業標準	無	企業標準
	国際標準				

1. 国家標準

国家標準とは、全国の経済、技術発展に重要な意義を有し、国務院の標準化行政主管部門が承認して公布し、全国で統一的に適用する標準を指す。

国家標準は強制標準、推奨標準に分けられる。強制標準は順守されなければならない。推奨標準は企業が自主的に選択して採用するが、推奨標準の採用を選択した場合、その製品またはサービスは当該推奨標準に適合しなければならない。

(1) 強制国家標準

強制国家標準は、人身の健康および生命、財産の安全、国家安全、生態環境の安全、経済・社会の管理の基本的な需要を満たすために制定され、対象の製品やサービスなどに強制的に適用される国家標準を指す。例えば、薬品・食品衛生・動物用医薬品・農薬および労働衛生などにおける標準、建設工事の品質・安全・衛生などにおける標準、製品の製造・貯蔵・輸送・使用過程の安全、労働安全における標準などは一般的に強制国家標準に属している。製品やサービスが強制国家標準に適合していない場合、製造の生産・販売・輸入またはサービスの提供を行ってはならない。強制国家標準は、国務院または国務院が授権した機関で批准後に公布される。

(2) 推奨国家標準

推奨国家標準は、基礎的、汎用的であり、強制国家標準に関連し、あるいは各関係業界に、先導的な役割を果たすなどの需要を満たすために制定された技術要件を指す。推奨国家標準は、すべての企業に対する強制力はないが、企業が推奨国家標準の採用を選択した場合、当該推奨国家標準に適合しなければならない。

推奨国家標準は、国務院の標準化行政主管部門が制定する。

2. 業界標準

業界標準は、推奨国家標準がなく、全国の特定の業界内で統一が必要な技術要件である。旧法の下で制定された業界標準には強制標準と推奨標準があるが、新法施行後に制定する業界標準はすべて推奨標準になる。

業界標準は、国務院の関連行政主管部門（各業界を主管している中央政府部門）が制定し、国務院の標準化行政主管部門に届出を行う。

3. 地方標準

地方標準は、地方の自然環境等の特殊な技術要件を満たすために制定される標準を指す。旧法の下で制定された地方標準には強制標準と推奨標準があるが、新法の施行後に制定する地方標準は、すべて推奨標準になる。

地方標準は省、自治区、直轄市、区を設置している市（批准後）の人民政府の標準化行政主管部門が制定し、国務院の標準化行政主管部門に届出を行い、かつ国務院の標準化行政主管部門が国務院の関連行政主管部門に報告する。

4. 団体標準

団体標準は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連する市場主体と協力し、市場およびイノベーションの需要を満たすために制定する標準を指す。団体標準は、旧法にはなく、新法が定めた新しい種類の標準である。

団体標準の制定は、事前に行政許認可を得る必要がなく、社会団体や産業技術同盟が自主的に制定し、任意で採用できる標準として社会に提供することが推奨されている。国務院の標準化行政主管部門と国務院の関連行政主管部門は、共同で団体標準制定の規範化、指導、監督を行う。

5. 企業標準

企業標準は、企業の社内で統一が必要な技術要件、管理要件、業務要件を満たすために制定される標準を指す。国は、企業が国家標準・業界標準・地方標準の要件の水準を上回り、競争力がある企業標準を制定することを推奨する。

企業標準は企業が制定し、企業の法定代表人またはその授権の主管責任者が承認して公布する。

三. 標準制定手続き

1. 国家標準、業界標準、地方標準の制定手続き

国家標準、業界標準、地方標準は、すべて中国政府機関が主導して制定する。国家標準は、国務院の標準化主管部門（国家標準化管理委員会）が主導して制定し、業界標準は、国務院の行政主管部門（各中央政府機関）が主導して制定し、地方標準は、地方政府の標準化主管部門（各地方の標準化管理委員会）が主導して制定する。

実務において、これらの標準の制定手続きは、基本的に立案、起草、意見募集、審査許可、公布などを含む。新法施行後もこれらの制定手続きは、大きな変化がない見込みである。

(1) 立案

標準制定部門は立案計画を立てる前に、通常、行政主管部門、関連組織、企業、個人などに対し意見を募集する。国家標準の制定を立案する時はより厳格で、通常「国家標準立案計画（意見募集案）」を公布し、社会に意見を募集する。各組織または個人は、立案計画に対して意見を提出することができる。

(2) 起草および意見募集

標準制定部門は、立案計画に基づき標準の草案を作成後、通常、社会に対し意見募集案を公布して意見を募集する。標準の制定過程において、標準の性格および難易度に応じて、社会に対し数回の意見募集を行う可能性もある。

(3) 審査許可および公布

募った意見を参考に標準を修正し、最終的に当該標準の制定主管政府機関の審査および許可を受けた後、社会に公布する。

2. 団体標準の制定手続き

団体標準は、新法で新たに定められた新しい標準であり、現時点で団体標準の制定事例はない。新法第 18 条の規定からみると、団体標準は、学会、協会、商会、連合会、産業技術同盟等の社会团体が関連の市場主体と協力して制定する。制定過程において各参加主体に対し情報を通知する必要がある。通知する時は同時に意見を募集する可能性があり、その後、調査・分析・実験・検証などを行って最終版を確定する。団体標準は、当該団体の構成員の取り決めにより採用を決定、または当該団体の規定により、社会における各企業は自主的に採用を決定できる。

3. 企業標準の制定手続き

企業は必要に応じて企業標準を自発的に制定し、またはほかの企業と共同で企業標準を制定することができる。旧法の下では、企業標準は、標準化主管部門に届出する必要があった。新法では、企業標準の届出制度が廃止され、企業標準の自己表明による公開および監督制度が適用されるようになった。企業は企業標準を制定し

た場合、当該企業標準の番号と名称を公開しなければならない。さらに、自ら制定した企業標準を適用する場合は、製品、サービスの機能指標と製品の性能指標を公開しなければならない。

四．外商投資企業の中国の標準化作業への参与

中国の標準（特に国家標準、業界標準、地方標準）の起草・制定作業に参加することができれば、企業は、業界における地位と技術の優位性を示すだけでなく、標準制定への一定の主導権を握ることにより、産業の発展に一定の影響力を与えることができる。国務院は、2015年3月、「標準化作業の深化の改革方案」を公布し、外資企業の中国の標準制定への参与に対し一層緩和することを明確にした。2017年1月には「対外開放の拡大、外資の積極的な利用の若干措置についての通知」を公布し、内資・外資企業が公平に中国の標準化作業に参加することへの奨励について明確にした。

国家標準管理委員会、国家発展改革委員会、商務部は、2017年11月6日、連名で「外商投資企業の中国の標準化作業への参与に関する指導意見」（以下「指導意見」）を公布した。外商投資企業が中国の標準化作業に参加することを奨励し、標準化作業において、外商投資企業が国内資本企業と同等の待遇を享受することが規定された。中国の標準化作業の公開性および透明度を強化し、中国の標準の国際化レベルを高めることが目的である。日系企業も各種標準の制定過程に積極的に参加することで、各種標準を企業の実情にあったものにしていくことができるだろう。実務において、外商投資企業は、主に以下のルートで中国の標準化作業に参加することができる。

1. 標準の制定および修正への参与

「指導意見」の規定によると、外商投資企業が中国の標準化作業に参加する場合、内資企業と同等の待遇を享受する。外商投資企業は、国家標準化管理委員会または主管行政機関の公式ウェブサイトで公布された標準立案募集公告などに注意を払うことで、自社に係る業界や専門分野の国家標準や業界標準の立案を積極的に行い、標準の草案を提供するなど、標準の制定作業に参加することができる。立案への意見募集、選別などを担当している主管部門は、実力を有する企業に標準の起草、制定、修正作業に参加させることができる。外商投資企業についても、自社の実力や

影響力により標準の起草者の一員となった場合は、標準制定に直接に参加することができる。また、標準立案時の意見募集以外に、標準制定の過程における意見募集または実施中の問題点についても、外商投資企業は意見を提出することができる。

2. 全国専門標準化技術委員会の委員就任

全国専門標準化技術委員会において、外商投資企業の委員は 2,652 人に達しており、委員総数の 5.9%を占める（2017 年 10 月時点）。「全国専門標準化技術委員会管理弁法」の規定によると、技術委員会は、一定の専門領域において国家標準の起草と技術審査等の標準化に従事する非法人技術組織である。技術委員会は専門領域において国家標準体系を制定し、国家標準プロジェクトの制定・修正を提案し、国家標準の起草、意見募集、技術審査、再審査および国家標準外国語版の翻訳および審査等を行う。技術委員会は、標準の制定過程において重要な役割を果たしている。外商投資企業およびその社内の技術者が技術委員会の委員になれば、重要な標準の制定と修正に参加することができる。技術委員会の委員は、製造者、事業者、使用者、消費者、公共利益者等の関連者によって構成される。また、技術委員会は観察員を設けることもあり、観察員は技術委員会の資料および文書を入手し、技術委員会の会議に列席し、意見を発表し、提案ができる。

技術委員会の設立、交替、委員募集などはすべて全国専門標準化技術委員会情報公示システムにより公告される。外商投資企業は関連情報に注意を払い、積極的に応募し、委員または観察員になれば、標準の制定や修正過程において重要な役割を果たすことができる。

3. 国際標準化組織の活動への関与

新法は、国際標準化活動への関与および国際標準の適切な採用を提唱している。「指導意見」第 8 条には、外商投資企業が国際標準化活動において橋渡し役として力を発揮することを奨励し、標準化における提携・交流により、中国の標準の国際化レベルを高めることを明確にしている。外商投資企業は、「国際標準化機構（ISO）および国際電気標準会議（IEC）の国際標準化活動への参加の管理弁法」の規定に従い国際標準化組織の関連活動に参加できる。ISO および IEC の国際標準化活動への参加については、担当組織である国内対応技術組織を設置しており、国内対応技術組織は、国際標準化活動への参加に関する手配、計画、調整、管理等を行う。当該領域における国際標準化活動の状況によって国内対応技術チームを設立することができ、国内対応技術チームは、当該領域における国際標準化活動への参加に関す

る各種業務を遂行する。国内対応技術チームのメンバーは、製造業、検査測定認証機構、大学、消費者団体、業界協会等により構成される。

外商投資企業が、国際標準化組織や国内対応技術組織・国内対応技術チームに専門家を派遣することができれば、中国における国際標準の導入に参加することができる。

4. 国家標準外国語版の翻訳への参与

「指導意見」第4条には、外商投資企業が国家標準の外国語版の翻訳作業に参加できると定め、外商投資企業が翻訳作業に参加する権利を保護している。外商投資企業は外国語の優位性をいかし、所属業界に関する国家標準の外国語への翻訳に参加できる。国家標準の外国語への翻訳に関与することで、将来的に、標準の起草者として選定されうる可能性が高まるなど、間接的な効果が期待できる。

五. 新法における制度変更と企業の対応措置

第一に、新法は、標準の範囲を拡大し、農業、サービス業、社会事業領域も統一が必要な技術要件の対象と定義した。今後、追加領域においても各種の標準が制定・公布される見込みである。養殖業、飲食業、補修業、コンサルティングサービス業、流通業、保険業など農業、サービス業、社会事業領域に属する企業は国家標準、業界標準などの制定動向に関心を持つべきであろう。関連標準が公布された場合、強制標準は順守されなければならない、その他の標準についても、企業が採用した場合はこれを順守し、適切に生産方針や製品規格を調整しなければならない。

第二に、新法は、強制業界標準と強制地方標準を廃止し、強制標準は強制国家標準のみとなった。国务院の「強制標準の整理統合・簡素化の作業方案」に基づき、主管部門は今後、大規模な強制標準の整理統合・簡素化を行うことが見込まれる。不要な強制標準を廃止し、強制的に実施する必要がなくなった強制標準を推奨標準に転換し、引き続き強制的に実施する必要がある強制業界標準、強制地方標準を強制国家標準に統合する。強制標準の今後の整理動向に関心を持ち、もし自社が適用する標準が変更される場合は、迅速に対応措置（生産技術規格の調整、ラベル表示内容の調整など）を講じるべきだろう。

第三に、新法では団体標準を新しい種類の標準として追加した。国务院の「標準化作業の深化の改革方案」で、団体標準を発展・拡大させることは、今後の標準化作業における重要な課題となっている。また、国は、学会、協会、商会、連合会、

産業技術連盟等の社会団体が団体標準を制定することを推奨している。各企業は、業界の団体標準の制定動向に注意を払い、団体標準の制定への参与や、制定された団体標準の採用の要否を判断し、製品規格等を適切に調整することが必要となる。

第四に、新法では、企業標準について、届出制度を取り消し、企業の自己表明による公開および監督制度に変更した。企業は、適用する各種標準基を公開しなければならない。実務上、すでに多くの地方の技術監督主管部門は、企業の製品標準自己表明システムを導入し始めた。企業は本システムを利用して、自社が適用している各種基準（国家標準、地方標準、団体標準、企業標準）の番号と名称公開しなければならない。

六. 標準化法に違反した場合の罰則

標準化法に違反した場合の罰則は、新法の第5章に定められている。製品の生産、販売、輸入またはサービスの提供が強制標準に適合しない、または企業が生産する製品、提供するサービスがその公開する標準の技術要件に適合しない場合は、法により民事責任を負う。すなわち、取引相手（組織または個人）に、損害賠償責任または違約責任を追及されうる。強制標準に適合しない場合、主管当局は、「製品品質法」「輸出入商品検査法」「消費者権益保護法」等の法律法規の規定により調査、処理し、かつ企業の信用記録に記載し、関連する法律、行政法規の規定により公示することができる。犯罪行為に該当する場合は、法によりその刑事責任を追及される。

企業が、自社で適用する標準について、新法の規定による公開をしない場合、標準化主管当局はこれを是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合、標準情報公共サービスプラットフォームで公示される。